

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舎等費用支援要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年9月18日学長裁定)

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舎等費用支援要項の一部を改正する要項

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舎等費用支援要項(令和5年9月6日学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を、同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(事務)</p> <p>第8 外国人向け借上宿舎等費用支援の事務は、関係各課の協力を得て、<u>総務課</u>において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9 この要項に定めるもののほか、外国人向け借上宿舎等費用支援に関し必要な事項は、センター会議の議を経て学長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年9月18日から実施し、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(事務)</p> <p>第8 外国人向け借上宿舎等費用支援の事務は、関係各課の協力を得て、<u>国際企画室</u>において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9 この要項に定めるもののほか、外国人向け借上宿舎等費用支援に関し必要な事項は、センター会議の議を経て学長が別に定める。</p>